

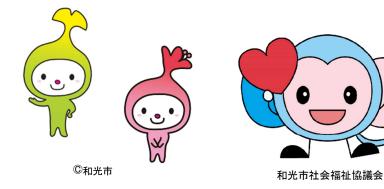
権利擁護センターでは

成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの

権利擁護に関する制度を活用し

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けられることを

目指しています





マスコットキャラクター わしゃもん

事業內容

成年後見制度

判断能力の不十分な方の権利を守るため、家庭裁判所が 援助者を選び法律行為を援助する制度です

相談支援

制度の説明、手続きに関する情報提供、親族の後見人等の 相談を行います

市民後見人養成

市民後見人※1養成講座を実施し権利擁護の担い手を養成します

法人後見

和光市社会福祉協議会が成年後見人などになり、個別支援を 行います

普及啓発

講演会等を開催して成年後見制度の普及啓発を行います

福祉サービス利用援助事業 (あんしんサポートねっと)

判断能力の不十分な方が安心して生活が送れるように 福祉サービスの利用援助や金銭管理のお手伝いを行います

権利擁護相談

認知症の方や障がいのある方、そのご家族などを対象に 生活上の悩みや困りごとの相談に応じ、解決に向けての 支援を行います

成年後見制度

法定後見制度 ※2	類型	対象	申立人	申立時のご本人の同意
	後見	判断能力が全くない方	ご本人	
	保佐	判断能力が	配偶者	不要
		著しく不十分な方	4親等内の親族	
	補助	判断能力が不十分な方	市町村長など	必要

- ※1 市民が成年後見人等になり、身上監護や財産管理を行います。
- ※2 ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。 ご本人の判断能力に応じて、上記のとおり3つの類型があります。

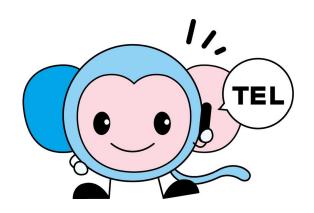
成年後見制度には、法定後見制度のほかに任意後見制度(ご本人に十分な判断能力があるうちに任意で契約をする制度)もあります。

成年後見制度と福祉サービス利用援助事業の違い

成年後見制度も福祉サービス利用援助事業も高齢者や障がい者の権利を守る仕組みです。 成年後見制度は判断能力の低下の程度に応じて区分しているのに対して、福祉サービス 利用援助事業は判断能力が低下してはいるものの契約はできる方を対象にしています。

民法で定められた成年後見制度の成年後見人等は判断能力が低下した方の法定代理人であり、代理権と同意権、取消権等に基づき被後見人等の人権と生活を守る制度です。

福祉サービス利用援助事業は、社会福祉法の第2種社会福祉事業に基づきご本人に契約能力があることを前提に、ご本人と社会福祉協議会との契約により援助が開始されます。



成年後見制度に関するお問い合わせ先

○手続き案内及び申立先	さいたま家庭裁判所(本庁)	TEL: 048-863-8816
○登記に関すること	東京法務局民事行政部後見登録課	TEL: 03-5213-1360
○専門職の相談窓口	(公社)成年後見センター・リーガルサポ	ート埼玉支部 TEL:048-845-8551
	(公社)埼玉県社会福祉士会 権利擁護セ	ンターぱあとなあ埼玉 TEL:048-857-1717
	埼玉弁護士会 高齢者・障害者権利擁護	センター「しんらい」 TEL:048-710-5666
	行政書士会 コスモス成年後見サポート	センター埼玉県支部 TEL:048-833-0647

和光市権利擁護センター

設置 平成28年6月1日

住所 和光市南1-23-1 総合福祉会館1階

電話 048-452-7111 FAX 048-465-8308

Email kenri@wako-shakyo.or.jp

受付 8:30-17:15 土日祝日及び年末年始除く



地図(総合福祉会館案内図)

